

福島光インターネット接続サービス 重要事項説明書

平成 30 年 1 月 17 日適用

1. 提供事業者名

株式会社ジェイ・エス・エス

2. サービス名称

福島光インターネット接続サービス

3. サービス概要

福島光インターネット接続サービス（以下、本サービスといいます。）は、株式会社ジェイ・エス・エス（以下、当社といいます。）が提供する、光電気通信網を用いた光ファイバインターネット接続サービスです。

4. サービススペックについて

- （1）本サービスは、福島光の全ての回線タイプにおいてご利用いただけます。
- （2）本サービスは、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成二十年六月十八日法律第七十九号）に基づき、有害情報遮断機能を備えております。
- （3）メールサービスに関するスペックは以下の通りです。

| | |
|----------|---------------|
| メールアドレス | bigswan.ne.jp |
| メールBOX容量 | 2GB |
| メール保存期間 | 1か月（31日） |
| 送受信容量 | 最大 20MB/1通 |

5. サービス品質について

- （1）本サービスはベストエフォートサービスとして提供しております。

6. お問い合わせ先について

- （1）本サービスに関するお申込み（移転、解約、取消含む）や、故障や料金に関すること等各種お問い合わせは、当社の以下の連絡先をお願いいたします。

株式会社ジェイ・エス・エス 光回線サポートセンター

電話番号：0120-5018-39（フリーダイヤル）

営業時間：平日 9:00～20:00、土日・祝日 9:00～17:30、年末年始休業

7. 保守について

- （1）設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。本サービスにかかわる設備の工事メンテナンス情報及び故障情報については、当社カスタマーサポートセンターに直接お問い合わせください。
- （2）契約に伴い設置した端末装置をお客様の責により紛失、あるいは破損した場合、相当金額の請求をさせていただきます場合があります。

8. 通信量の制限または通信の停止について

- （1）ご利用料金の滞納、当社の承諾の無い端末その他通信回線との接続等、本サービス契約約款の定め違反した場合や、天災、事変その他非常事態の発生、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限または停止することがあります。また、契約者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限または通信を停止することがあります。

9. 契約について

- (1) 利用規約に基づく契約のお承りのご連絡は、ご利用開始日前に郵送する「ご利用内容のご案内」（要保管）をもって代えさせていただきます。
- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社は契約を解除することがあります。
 - ①当社およびご契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合
 - ②料金その他の債務について、支払期限を経過してもなおお支払いいただけないとき
 - ③「福島光 契約約款」に定める契約者の反社会的勢力に対する表明保証および義務の規定に違反したとき

10. 料金請求・お支払いについて

- (1) 月額利用料、工事費等は、別紙料金表の通りです。料金表に記載の無い項目については、別途当社までお問い合わせください。
- (2) 本サービスの利用料については福島光の請求と同等の請求方法にて請求を行います。
- (3) 本サービスの料金計算期間は毎月1日から末日までです。計算期間の途中で新規契約または契約解除のお申込みは、該当する利用期間の日割計算額をお支払いいただきます。なお、新規契約の課金発生日は、利用開始日です。

11. 個人情報の扱い

- (1) 本サービス提供にあたり、サービス提供に必要なお客様の情報をサービス提供に必要な他の事業者等に提供することについて同意していただきます。

12. 契約解除について

- (1) 本契約により締結した電気通信役務は、初期契約制度の対象です。具体的には以下の①②の通りです。
 - ①ご利用開始日前に郵送する「ご利用内容のご案内」をお客様が受け取った日から起算して8日間を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。
 - ②この場合、お客様は、
 - (ア) 損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。
※本書面の交付の契機となる契約内容の変更および追加以前の料金等は免除されません。
 - (イ) ただし、本契約の期間において提供を受けた電気通信役務の料金は請求されます。当該請求に関わる額は、本書面に記載した額となります。
 - (ウ) また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等を（上記（イ）で請求する料金を除く）お客様に返還します。
- (2) 初期契約解除制度に関わらず、当社は本サービス利用開始前までのお客様によるお申込みの取り消しは、無料にて手続きいたします。

13. その他

- (1) 本サービスのお申込みにあたっては、「福島光 契約約款」ならびに関連サービス規約等をお読みいただき、同意の上、お申込みください。
- (2) 本サービス利用規約等については、改定に関するお知らせを含め、福島光ホームページに掲載しお知らせいたします。
- (3) 当社は、当社の原因により本サービスを提供しなかった場合は、当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。また、当社が当社の提供区間およびNTT東日本の提供区間を合わせて料金設定している場合でNTT東日本の原因によりサービスを提供しなかった場合も同様とします。ただし、NTT東日本が自社の契約約款およびその料金表によりその損害を賠償する場合はこの限りではありません。損害賠償額は影響を受けた日数に対応する本サービスの合計額に限り賠償を賠償します。
- (4) 当社は本サービス提供に関わる設備、電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事において、ご契約者に関する土地、建物、工作物等に損害を与えた場合でやむを得ない理由があった場合はその損害の賠償を行いません。また、当社は本サービス約款等の変更により、自営端末設備（ご契約者が設置する端末設備）を変更する場合であっても、その改造等に要する費用は負担しません。
- (5) 記載されている内容は平成30年1月17日現在のものです。

別紙 料金表

月額利用料（税抜）

| 種別 | 月額利用料 |
|---------------------|-------|
| 福島光インターネット接続サービス利用料 | 600 円 |
| 福島光メールサービス利用料 | 150 円 |